

クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令

附 則 （昭和30年9月21日厚生省令第21号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（国民学校高等科を修了した者等と同等以上の学力のあると認められる者）

2 クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百五十四号）附則第五項の規定により旧国民学校令（昭和十六年勅令第百四十八号）による国民学校の高等科を修了した者又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終わつた者と同等以上の学力があると認められる者は、次の通りとする。

一 旧師範教育令（昭和十八年勅令第百九号）による附属中学校及び附属高等女学校の第二学年を修了した者

二 旧盲学校及聾啞学校令（大正十二年勅令第三百七十五号）によるろうあ学校の中等部第二学年を修了した者

三 旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校尋常科の第二学年を修了した者

四 旧青年学校令（昭和十四年勅令第二百五十四号）による普通科の課程を修了した者

五 内地以外ノ地域ニ於ケル学校ノ生徒、児童卒業者ノ他ノ学校へ入学及転学ニ関スル規程（昭和十八年文部省令第六十三号）第一条から第三条まで、第五条及び第七条の規定により国民学校の高等科を卒業した者、中等学校の二年の課程を終わつた者又は第三号に掲げる者との同一の取扱を受ける者

六 前各号に掲げる者のほか、地方厚生局長又は地方厚生支局長において国民学校の高等科を修了した者又は中等学校の二年の課程を終わつた者とおおむね同等の学力を有すると認めることができると認定した者